

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
1 生活できる年金制度のために			
(1) 年金受給者実態の把握のために			
①	2025年3月末の65歳以上の厚生年金受給者人数を明らかにしてください。	<p>区の国民年金係の所管事務は、国民年金被保険者の資格の得喪及び変更に関する事、国民年金第1号被保険者等の年金受給裁定請求に関する事、国民年金保険料の免除に関する事です。厚生年金受給者人数については、区では把握していません。厚生労働省年金局に問合せたところ年齢別の厚生老齢年金の受給者数は把握していないとの回答でした。</p> <p>なお、厚生労働省HPの年金・日本年金機構関係市町村別状況によると、令和7年3月末日現在の板橋区の厚生老齢年金受給者数は108,739人です。</p>	国保年金課
②	2025年3月末の国民年金のみの受給者人数について教えてください。	<p>令和7年3月31日現在の板橋区の老齢基礎年金受給者数は、113,617人です。老齢基礎年金受給者数については、区では把握していませんので、毎年度日本年金機構板橋年金事務所に問合せ、事務実績調書に掲載しています。</p> <p>なお、国民年金のみの受給者数については、板橋年金事務所及び厚生労働省年金局に問合せたところ、不明との回答でした。</p>	国保年金課
(2) 以下の要求について国へ意見書を上げて下さい。			
①	昨年も要求しましたが、国民年金（老齢基礎年金）は満額で年に約78万円です。このうち半分は国庫負担で、月3.3万円になります。これは税金による支出です。無年金・低年金の高齢者に、生活支援の立場から月額3.3万円を支給する制度を作ること。	<p>国は、公的年金や所得等の合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金等の受給権者、及び所得が一定基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給権者に対し、福祉的な給付措置として、「年金生活者支援給付金」を支給しています。年金生活者支援給付金は3種類あります。新規対象となる方は、日本年金機構から請求書が届きますのでお手続きください。</p> <p>区の国民年金の所管事務は、国民年金被保険者の資格の得喪及び変更に関する事、国民年金第1号被保険者等の年金受給裁定請求に関する事、国民年金保険料の免除に関する事です。</p> <p>区では、国に意見書等を提出する予定はありません。</p>	国保年金課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
②	最低保障年金制度は世界の常識です。無年金者・低年金者の生活を救うには最低保障年金制度を確立する必要があります。板橋区として国に最低保障年金制度創設を求める意見書をあげてください。		
③	年金支給額は高齢者の生活費そのものです。年金を自動的に減らす「マクロ経済スライド制度」や永続的に年金額を削減するいくつもの「改訂ルール」が実施され、毎年減額されていきます。現役世代も含め大幅な影響ができる年金カットの「諸制度」に反対する意見書を国にあげてください。	区の国民年金の所管事務は、国民年金被保険者の資格の得喪及び変更に関すること、国民年金第1号被保険者等の年金受給裁定請求に関すること、国民年金保険料の免除に関することです。 区では、国に意見書等を提出する予定はありません。	国保年金課
④	年金支給を2か月毎の「後払い」ではなく、1か月毎に「当月分」を支給するよう、国に意見書をあげてください。		
⑤	政府は高齢者の生活実態を調査もせず拙速に「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」を強行しました。政府は現役世代の負担軽減を理由としているが現役世代の軽減は一人当たり年350円です。それどころか親の生計を支える現役世代の生活を危うくする政策です。板橋区として高齢者の生活実態を無視したこのような施策を中止するよう、国に意見書を上げてください。	令和4年10月の負担割合見直しによる2割負担については、低所得者は1割のまま据え置かれ、後期高齢者の負担限度額は低い設定であり変更はありません。国民皆保険を維持し、全世代において社会保障制度を支えるため、負担能力に応じた負担をお願いしたいと考えます。	後期高齢医療制度課
2 医療・国保・検診等について			

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
(1)	<p>国民健康保険料の均等割りをなくし、応能負担により保険料を決定してください。</p> <p>後期高齢者医療保険料は高すぎます。大幅に引き下げて下さい。</p>	<p>【国保年金課回答】 国民健康保険料は、全ての加入者に一律の保険料（均等割額）を賦課していますが、一定所得以下の世帯に対しては均等割額の軽減を行っています。</p> <p>均等割額を無くすことについて、国民健康保険料の賦課に関しては、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令で定める基準に従い、板橋区においても保険料を条例で定めているため、区独自で保険料の均等割額を無くすることはできません。</p> <p>板橋区では、特別区長会の一員として、高齢化等により医療費が増大する国民健康保険制度の抜本的な見直しや、更なる財政支援を、国に対し要望しています。</p> <p>【後期高齢医療制度課回答】 被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、高齢世代と若年世代の費用負担の明確化と公平化により、医療保険制度の運営を行っています。現在、患者負担分を除く高齢者の保険料は財源構成の約1割です。現役世代からの支援金と公費の投入で、残り9割が賄われている実情がありますので、被保険者の方には、応分の負担をお願いしたいと考えます。</p>	国保年金課 後期高齢医療制度課
(2)	<p>高齢者については、無料で毎年歯科検診及び聴覚検診を実施してください。</p>	<p>歯科検診は、歯周疾患などの早期発見及び早期治療の促進を図るため、国の指針に基づく40, 50, 60, 70歳の節目に加え、対象年齢を拡大して45, 55, 65歳の方にも実施しており、中でも70歳の方は無料の検診となっております。令和5年度からは、後期高齢者医療制度に該当する76歳の方に対しても歯科健診を開始しました。</p> <p>一方、聴覚検診については、聴力が高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づいた特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準における健診項目に定められていないことから、実施する予定はありません。</p>	国保年金課 (健康推進課、後期高齢医療制度課)

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
(3)	すべての高齢者に肺炎球菌ワクチン接種、インフルエンザワクチン接種を無料で実施してください。	<p>予防接種法上、定期接種B類疾病に位置付けられている肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチンは、年齢などで接種対象者が決まっています。</p> <p>B類疾病は、個人予防に重点をおき、本人に努力義務はなく、区では、B類疾病に関しては、一部自己負担をいただいております。</p> <p>また、定期接種の対象外の方は、任意接種となり、全額自己負担となります。</p> <p>すべての高齢者の方に予防接種を無料で実施することは困難です。</p>	予防対策課
(4)	コロナ感染症に関して、区内の感染者数及び増減を区報等で区民に知らせてください。また、国の2類から5類への変更に関わらず、今までと同様の公的支援を続けると同時に、充実させてください。	<p>新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上5類感染症に位置付けられ、定点把握対象疾患となっています。</p> <p>区では、週ごとに区内定点医療機関からの報告を受け、定点当たりの報告数を区のホームページに掲載し、周知しています。</p> <p>また、区では、引き続き感染症法及び国や東京都の方針・施策等に基づき、新型コロナウイルス感染症を含めた各種感染症の対応に取り組んでいきます。</p>	予防対策課
(5)	保健所を増やして、区民の健康を守るため区政を充実してください。	<p>地域住民の健康の保持及び増進を図るため、現在区内には保健所1か所および、各地域に5つの健康福祉センターが設置されています。各健康福祉センターでは、地域の身近な窓口として、健康相談や保健指導、健康診査の他、各種手続きが可能な体制をとっています。</p> <p>今後も、保健所や各健康福祉センターを拠点として、区民の皆さまの健康を守るための施策を実施して参ります。</p>	健康推進課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
(6)	マイナ保険証は中止し、紙保険証を継続してください。また、医療機関や薬局の窓口でマイナ保険を推進する声掛けをやめさせてください。	<p>健康保険証については最長で令和7年12月1日までとなる経過措置期間が設けられたほか、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、申請の必要なく資格確認書が交付され、健康保険証と変わらず必要な保険診療等が受けられます。しかしながら、マイナ保険証は新しい仕組みへの過渡期にあり、被保険者や区民が不安を抱いていることから、その不安を払拭するため、引き続き制度理解のための情報提供に努めています。</p> <p>なお、医療機関等における声掛けは、マイナ保険証利用促進を目的として厚生労働省が要請したものであり、区がやめさせる立場にはありません。</p>	国保年金課
(7)	救急車が来ても受け入れ病院が見つからず、なかなか出発できない時があります。医師、看護師、ベッド数を増やし、医療関係者の増員及び賃金の引き上げのための努力をお願いします。	病床数については、東京都が策定している「東京都保健医療計画」で定められている。また、医療関係者の賃金引き上げについては、国の令和6年度診療報酬改定で、賃上げを行ったところです。令和8年度にも、診療報酬の改定が予定されているため、引き続き、国の動向を注視していきます。	健康推進課
(8)	医療費が高いので下げてください。	<p>(国保年金課・後期高齢医療制度課)</p> <p>医療費の自己負担額については、年齢や課税所得に応じて設定されますので、国民皆保険を維持し、全世代において社会保障制度を支えるため、負担能力に応じた負担をお願いしたいと考えます。</p> <p>(健康推進課)</p> <p>なお、医療費については、診療行為の1つ1つに厚生労働大臣が定めた診療報酬の点数が決められ、それらの点数を足し合わせて算出されます。また、診療報酬の点数は、医療の進歩や日本の経済状況を踏まえて、通常2年に一度の診療報酬改定で見直しが行われます。こうした診療報酬制度の運用により、適正な医療費が算定されていくものと考えます。</p>	国保年金課 後期高齢医療制度課 健康推進課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
(9)	重病になる前の検診が、本人および行政（医療費負担）にとっても大切です。住民健診の利用率など現状を教えてください。	<p>国保年金課では、</p> <p>①生活習慣病の予防を目的とし、40歳から74歳の板橋区国民健康保険被保険者を対象とする「国民健康保険特定健康診査」</p> <p>②高齢者の健康の保持・増進、生活習慣病の重症化予防、QOL（生活の質）の維持・向上を目的とし、75歳以上の板橋区の後期高齢者医療制度の被保険者及び65歳から74歳で一定の障がい認定を受けている板橋区の後期高齢者医療制度の被保険者を対象とする「後期高齢者医療健康診査」を実施しています。</p> <p>両健康診査の令和6年度受診率をお示します。</p> <p>①国民健康保険特定健康診査：46.0%</p> <p>②後期高齢者医療健康診査：52.09%</p> <p>また、①・②の健康診査の結果を基に、生活習慣の改善が必要な方や重症化リスクの高い方を対象とし、「国保特定保健指導」、「生活習慣病重症化予防事業」、「低栄養重症化予防事業」などを実施し、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の医療費の抑制に努めています。</p>	国保年金課 (健康推進課、後期高齢医療制度課)

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
3 介護制度の改善・充実と介護労働者の賃金・労働条件の改善について			
介護保険料減免措置など高齢者とその家族の負担を軽減する独自施策の実施・拡充を進めてください。多くの団体がコロナ禍で負担増に反対する声をあげています。			
(1)	経済的に困難な高齢者への介護保険料減免措置を充実してください。区独自での第4段階までの軽減措置の実施を求めます。	第4段階への拡充については課税世帯であること、新たな財源が必要であることから、困難であると考えます。	介護保険課
(2)	利用料負担の引き上げによる高齢者家計への影響を把握し、経済的理由で必要な介護を減らすことがないように、板橋区独自の利用料軽減措置を講じてください。23区中11区が利用料軽減を実施しています。せめて非課税世帯には実施してください。	介護保険制度の中で、負担限度額認定などの各種軽減措置が図られています。区独自の利用料軽減（拡充）については新たな財源が必要であり、困難であると考えます。	介護保険課
(3)	特別養護老人ホーム、グループホーム、介護医療院等介護老人保健施設を増設してください。また、これらの施設に低所得者でも入所できるように、補足給付などの軽減では足りないので板橋区独自の負担軽減措置を講じてください。	第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、グループホーム併設で小規模多機能型住宅介護施設、看護小規模多機能型住宅介護施設、各1施設を整備しています。両施設とも令和7年度中に開設予定です。 なお、区独自の負担軽減措置については、新たな財源が必要であり、困難であると考えます。	介護保険課
(4)	在宅の要介護3以上の要介護者の家族に対して、老人福祉手当がなくなった現在、老人福祉手当に見合う板橋区独自の介護手当を支給する制度を作ってください。	現在、介護サービスを供給する事業者の参入が進み、必要とされる方は保険制度を利用できることから、区独自で要介護者と介護をしている家族に対する手当を支給することは考えておりません。	介護保険課
(5)	介護に携わる労働者の給与は全産業平均より大幅に低い現実があります。介護の職場への入職希望者は減り続け、コロナ禍で離職者も多く、極めて深刻な事態です。労働条件の改善のため国や都に管理・監督の強化を求めるとともに、介護労働者の賃金・労働条件の抜本的改善を区独自の施策としても拡充・強化してください。 国に意見書をあげてください。	区民の皆様が安心して必要な介護サービスを利用することができるよう、介護事業所のDX化や業務効率化の支援を通して事業所の経営基盤を下支えしていくことにより、介護保険制度の継続性を確保していく必要があると考えております。 なお、介護職員の労働条件の改善等については、特別区長会等を通じて、引き続き、国・都に要望していきます。	介護保険課
(6)	介護職場への入職者を確保する板橋区の独自の措置の昨年以降の進展について教えてください。	令和7年度より新たに、介護現場における業務の効率化や職員の負担軽減を図るため、「ICT化・DX化による介護事業所の業務負担軽減支援事業委託」を実施しています。	介護保険課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
(7)	障害者が65歳時に、障害者総合支援法から介護保険法のサービスに適用が変わる場合、それまでのサービスが縮小されたり、自己負担が増加することはないのでしょうか？ あるとすればならぬよう柔軟な対応を要望します。	障害福祉サービス固有のものは障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給の対象としており、また、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化するとは考えにくいため、実態に即した適切な運用をしてまいります。	介護保険課 障がい政策課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
4 高齢者の就労促進にかかる要請（全日本建設交運一般労働組合東京都本部北部支部）の要求（※建交労対都要求）			
1	高齢者雇用安定法5条、36条の援助・育成団体に含まれる、東京高齢者就労事業団協議会（以下事業団協議会）の構成団体などに対し、次項の具体的援助を行ってください。		
(1)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の改正交付に伴ってシルバー人材センターに「準ずる団体」の基準を作成し、優先発注の機会が与えられるような施策を行ってください。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号によるシルバー人材センターに準ずる団体としての認定基準については、作成する予定はありません。	契約管財課
(2)	法の精神に沿って高齢者に適した都立公園等の清掃委託など仕事を事業団協議会加盟団体等に提供するよう関係部局へ連絡文書の配布などの検討をしてください。	特定の事業者を利用する文書の配布については、入札の公正性、公平性の観点から、入札執行部門として行うことはできません。	契約管財課
(3)	高齢者就労の促進のため自主的にその目的をもって活動している団体の調査をしてください。	特定の事業者を利用する調査については、入札の公正性、公平性の観点から、入札執行部門として行うことはできません。	契約管財課
2	2019年、東京都が作成した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に関し、次の改善の検討をお願いします。		
①	ソーシャルファームの支援策の中での公共発注における活用において、総合評価方式と合わせ随意契約による優先発注が可能となるよう国へ働きかけてください。	当該条例は就労支援を主としており、特定の事業者等を対象とした優先発注については、入札の公正性、公平性の観点から、入札執行部門として行うことはできません。	契約管財課
②	ソーシャルファーム条例の実効性を上げるために、東京都内23区各市自治体の協力が不可欠と思われます。都として連携して事業が進められるよう働きかけを強めてください。	東京都から発出されたソーシャルファーム指針の内容を踏まえ、区としてどのような連携ができるか他部署とも協議・検討します。	長寿社会推進課
③	就労困難者の中に無年金、低年金で働くなければ生活できない75歳以上の後期高齢者などが含まれるよう検討してください。	区では、従前から高齢者の就労支援に取り組んでいるところであるが、その対象として「就労困難者」という区分を設定する予定はありません。	長寿社会推進課
3	公園等の清掃・除草等維持管理委託については競争入札による競争激化により、公共工事設計労務単価及び最低賃金はこの数年間で大幅に値上がりしているにもかかわらず、そこで働く労働者に反映されておりません。積算基準に基づき適正な賃金が支払われるよう委託契約内容に関して公契約条例の制定及び最低制限価格制度の導入を行い改善してください。又「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に従い適切な対策を講じてください。	委託契約の最低制限価格制度の導入及び公契約条例の制定については、現在研究を進めている段階です。 中小企業者に対する契約については、引き続き小規模事業者制度や板橋区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準により活用いたします。	契約管財課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
5 板橋区への個別要求			
①	区立公園内のトイレについては、一年に2か所程度にするのではなく、予算を大幅に増やし早急にすべて洋式トイレにしてください。その際に、女性専用トイレも設置してください。また、一昨年「バリアフリートイレへの更新を含め毎年可能な個所を整備していく」と回答をいただいている。2024年度の実績を教えてください。	<p>トイレの改築工事は年に3か所程度、便器のみを洋式化する工事は年に15か所程度行っております。引き続き改築工事および洋式化工事を進めてまいります。</p> <p>また、公園内に建てることのできる建築物の面積には制限があるため、現状が女性専用トイレであるものについては女性専用トイレに改築を行っております。限られた面積でより多くの方に利用していただけるように利用頻度が高い男子小便器をバリアフリートイレに併設している状況です。</p> <p>2024年度は5か所のトイレをバリアフリートイレに改築、16か所のトイレの洋式化工事を行いました。</p>	みどりと公園課
②	太陽光発電の各家庭用パネル設置の費用の補助を復活してください。一昨年、「区民・事業者の省エネ行動を促す施策に転換して温室効果ガス削減に取り組む」との回答をいただきましたが効果はどのようにあったのでしょうか教えてください。	<p>区では、太陽光パネルなどの設備補助から区民・事業者の省エネ行動を促す「いたばし環境アクションポイント事業」を実施しております。令和3年度から事業を開始し、毎年参加者が増えており、令和6年度は約1,000名の申込があり、約91tの二酸化炭素削減となり、脱炭素社会の実現に向けて効果の高い事業と考えております。</p> <p>太陽光発電設備の補助につきましては、ゼロカーボンシティの実現のためには重要な施策の一つだと認識しており、検討いたします。</p>	環境政策課
③	高齢者の補聴器購入費について、さらなる助成額の引き上げと対象の拡大（所得制限の撤廃）を求めます。少なくとも対象を非課税世帯とするのではなく本人非課税まで広げてください。	<p>補聴器購入費助成事業では、他の高齢者福祉サービス事業との整合性を図る観点から、「住民税非課税世帯」の方を対象としております。</p> <p>令和6年4月には助成額を「20,000円」から「50,000円」に増額するとともに、聴力要件を「両耳が中等度難聴以上」から「片耳が中等度難聴以上」に緩和し、区民の皆さまがより利用しやすい制度への改善を図ったところです。</p> <p>助成額の引き上げと助成対象者の拡大につきましては、補助金活用による財源確保とともに更なる区の財源も必要となることから、現時点では新たな変更を考えておりませんが、引き続き、区の財政状況や他区状況等を踏まえ、研究に努めてまいります。</p>	長寿社会推進課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
④	区立高齢者住宅と区営住宅の増設をお願いします。	<p>平成28年2月に都市建設委員会で報告しました「板橋区営住宅再編整備基本方針」により、高度利用が見込める区営住宅については建替事業を実施し、区立高齢者住宅は新たに建設される区営住宅に集約し、全体の供給戸数を維持していくこととしております。</p> <p>また、区立高齢者住宅については、住戸の広さと世帯人数のミスマッチが生じていること等から、この基本方針により、建物所有者との賃貸借期間30年間の経過を目安に順次返還を予定しております。</p> <p>廃止する区立高齢者住宅に入居している方については、新たに建設される区営住宅に移転していただく等、居住の安定を確保していきます。</p>	住宅政策課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
⑤	<p>「風水害の対応のため地域防災計画について抜本的に見直してください。例えば、蓮根町の居住者は坂下から土手までの広い範囲がハザードマップでブルーです。避難場所の学校もブルーの中にはあります。自宅から荒川に向かって避難することになり、危険を感じます。他にもあると思われますので、全面的に見直してください。」との要請に対し、「地域防災計画を昨年度中に見直す」との回答でした。見直された結果を教えてください。30年以内に、大きな地震とともに津波が襲うという予測もされています。この対策についても検討していたら教えてください。</p> <p>避難道路の確保とともに避難場所の数を人口に見合うように増やし、区民が迷わず即避難できるよう周知してください。</p>	<p>令和5年度に改定した「板橋区地域防災計画」において、水害時の避難行動について、浸水想定区域内から浸水が及ばない高台への水平避難を基本的な避難行動とし、洪水ハザードマップ（荒川氾濫版）で家屋倒壊等氾濫想定区域に指定された地域に緊急一時退避場所を確保すること、荒川氾濫の危険性が高まり、高台や緊急一時退避場所へ避難する猶予がないと判断した場合に垂直避難を呼びかけることについて記載いたしました。水害時の避難所は、想定される水害の規模に応じて避難所を最大70か所開設することとしているほか、舟渡・新河岸地区には水平避難が間に合わない場合に緊急的に命をつなぐ場所として、MFLP・LOGIFRONT東京板橋（舟渡4丁目）及び新河岸陸上競技場（新河岸3丁目）に「緊急一時退避場所」を整備しています。</p> <p>なお、板橋区内においては、東京都が指定する津波浸水想定区域は指定されておりません。</p> <p>また、全戸配布している「防災ガイド・ハザードマップ」で、開設する避難所の一覧や避難行動等の情報を掲載しているほか、令和6年度から3年間をかけて、18支部ごとの「地区別防災マニュアル」の更新に合わせて、地震編と水害編の「防災マップ」を地区内の全世帯に配付しています。防災マップには、各世帯ごとに「いつ・どこに・どのように避難するか」を記入していただく欄を設けており、地域住民が最適な避難路を決定できるように作成していますので、ご活用していただければと存じます。</p>	防災危機管理課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
⑥	災害時の情報を区民に迅速正確に伝えるシステムを確立してください。また、災害時に頼りにできるのは正規職員です。そのためにも正規の職員を増員してください。委託の労働者は地域住民の奉仕者にはなりえないと思います。	<p>板橋区防災メール配信システムやエリアメール（携帯会社提供の緊急メール配信）、防災行政無線、区ホームページ、LINE、SNSなど複数のシステムや媒体を使用し、積極的に区民へ情報提供しています。</p> <p>加えて、令和7年3月に更新した「防災対策支援システム」では、発災時に防災情報に特化した「ポータルサイト」の充実をはじめ、新たな「防災アプリ」で防災情報などをわかりやすく発信できるようになりました。アプリは、避難指示等の緊急情報をプッシュ通知で確認できるほか、平時においても、気象情報や交通・ライフライン情報など、暮らしに役立つ多数の機能を有しております、区民の安心安全につながるものであると考えています。</p> <p>また、災害発生時には区職員の参集のみならず、国や東京都のほか、協定締結先の自治体による応援職員の派遣体制を整備しており、相互に連携をしながら災害対応を行います。</p>	防災危機管理課
⑦	災害時に対応するべくトイレカーを準備してください。	<p>各避難所では、下水道管とマンホールの耐震化が完了しており、体育館や校舎のトイレは、災害時にも利用できる可能性が高いと想定していますが、水道や電気が止まった場合の対応として、各避難所には「携帯トイレ」や「仮設トイレ」、「マンホールトイレ」を備蓄しています。</p> <p>避難所におけるトイレは一定確保できていることから、「トイレカー」の導入は現在のところ予定していませんが、今後も各自治体の取組を研究していきます。</p>	防災危機管理課
⑧	水道管の老朽化の状況を調査し、必要な対応をしてください。	<p>東京都の道路区域内の水道管管理・維持は、東京都水道局で行っています。</p> <p>都の事業概要によりますと、これまでに古い外部衝撃に弱い高級鋳鉄管などについては、令和6年度末99.9%の取り換えが完了しているとのことです。</p> <p>老朽化対策としては、地下漏水予防のため配水小管を一定延長で区画を分け地下に潜在する漏水を巡回調査作業や漏水測定調査作業を行い計画的に発見・修理を行っているようです。</p>	管理課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
⑨	区内公共施設の利用に関して、値上げを行わないでください。また、高齢者・障害者に対しては原則無料にしてください。	<p>持続可能な区政を進めるためには、施設の維持管理等にかかる財源の確保は必要であるため、施設を利用する方に使用料としてご負担いただいております。物やサービスの価格の変化に応じて、これを施設維持コストに適切に反映させることは必要であり、区では原則4年に一度、料金の見直しを行っています。</p> <p>公共施設等の使用料については、特定の人が利益を受ける行政サービスの対価として、その提供に要した費用をサービスを受けた方に適正に負担いただく「受益者負担の原則」に基づき設定しています。</p> <p>そのため、使用料の減免はあくまで「例外的な措置」として考えており、その適用には、行政運営の本旨に関わる場合、障がい者への配慮等法令の趣旨に則る場合及び政策的に施設の利用を誘導する場合に限ることとしています。</p> <p>この考えに基づき、「東京都板橋区公の施設の使用料減免規則」で公の施設ごとに使用料を減額できる場合を定めたうえで、さらにその減免基準については高齢者・障害者共に5割を上限と規定しています。</p> <p>以上のことから施設利用につき原則無料とする予定はありません。</p>	経営改革推進課
⑩	料金100円程度でのコミュニティバスを運行してください。特に、大谷口、幸町、新河岸3丁目地域をお願します。又、コミュニティバスの路線を増やしてください。	<p>現在運行中のコミュニティバスは、区が赤字分を補助金として負担する状況のため料金値下げは困難です。</p> <p>また、他の地域へのコミュニティバスの導入には、広幅員の道路が必要であり、道路幅員を広げるなどの大規模な道路改良を行わない限り、実現は不可能です。</p> <p>このほか、全国的に少子高齢化や運輸業界の2024年問題による担い手（運転手）不足が大変深刻となっており、残念ながら、新たな路線を運行できる状況ではありません。</p>	都市計画課
⑪	区内のバス停に屋根・イス及び風よけをつけていただくよう関係機関に要請してください。	バス事業者は、幹線道路など歩道幅員の広いバス停で、広告付きバス停上屋の整備を実施しており、一般的には、ご要望の施設の設置には、歩行者の通行の支障とならない広幅員の歩道が必要となります。	都市計画課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
⑫	目の不自由の方や高齢化で動きがおぼつかない方の線路への転落事故などを防ぐため、東上線各駅のホームドア設置が求められています。一日も早くホームドア設置を実現するべく東武鉄道株式会社に強く要請を行つてください。	区は、2024年度より、ホームドア整備に要する経費に対し補助を行うことで、ホームドアの整備を促進しています。 東武鉄道は、区内の東上線各駅についてのホームドアに関する整備予定を公表しており、東武練馬、下赤塚、成増駅の3駅は2025年度、ときわ台、上板橋駅の2駅は2028年度までの完了をめざしています。	都市計画課
⑬	物価高の折、板橋区敬老入浴事業で70歳以上に支給されているカードでの入浴の回数を1週間に少なくとも3回程度利用できるよう増やしてください。	敬老入浴事業は、国庫支出金などの特定財源がなく、70歳以上の対象者が年々増加傾向にあり入浴料値上げの頻度も増えていることから、入浴回数を増やすことは困難です。	長寿社会推進課
⑭	65歳以上の高齢者が区営の集会所や地域センター等を利用する際の利用料の減免措置を全面的に行ってください。	公共施設等の使用料については、特定の人が利益を受ける行政サービスの対価として、その提供に要した費用をサービスを受けた方に適正に負担いただく「受益者負担の原則」に基づき設定しています。 そのため、使用料の減免はあくまで「例外的な措置」として考えており、その適用には、行政運営の本旨に関わる場合、障がい者への配慮等法令の趣旨に則る場合及び政策的に施設の利用を誘導する場合に限ることとしています。 この考えに基づき、「東京都板橋区公の施設の使用料減免規則」で公の施設ごとに使用料を減額できる場合を定めており、現在のところ地域センターについては減免措置を行う考えはありません。 また、区民集会所の使用料については、使用実費として料金を徴収している施設であるため、こちらも減免措置を行う予定はありません。	地域振興課・ 経営改革推進課
⑮	高齢者に対する文化・スポーツ・余暇活動等の日常的な機会の場と補助金制度を新設してください。	区内のシニアクラブは、区の補助金を活用し、文化・スポーツ等の分野において、日常的に活動を実施しておりますので加入を推奨させていただきます。また、高齢者の介護予防活動の場所として、ウェルネススペースを無料で貸出していますので、補助金制度の新設は考えておりません。	長寿社会推進課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
⑯	小中学校生徒の給食費の無償化を来年度以降も実施し、不登校生徒、私立小中学校、朝鮮学校に通う生徒にも広げてください。	学校給食費の無償化については、令和8年度も継続する予定です。 国に対する財源措置を引き続き求めながら、次年度以降の継続や対象者の拡大などについて検討してまいります。	学務課
⑰	健康の維持や増進のため、高齢者の多くが散歩を日常化しています。石神井川沿いや遊歩道などに、疲れたら腰かけられる椅子等を50メートル単位程度に設置してください。	石神井川や遊歩道などへの腰掛けの設置にあたっては、設置した場合に、車両通行や歩行のために必要な通路の幅員が一定程度以上を確保できなければならないなど、管理上の制約から設置場所が限定されます。現状では、石神井川沿いや区が管理する遊歩道には、植栽も多く、スペースが潤沢はない状況です。長期的な視点でこれらを再整備するにあたり、設置が可能なスペースがあれば、腰掛けを含め最適な機能を持つ施設の設置を検討いたします。	土木計画・交通安全課
⑱	東武練馬イオン前のバス停が狭いため歩道に人があふれています。バス停の拡充を行ってください。	バス停の拡充には、バス停に隣接する地先の方の理解・協力や用地の確保等が必要であり、対応が困難であるため、まずは、バス事業者への聞き取り等実施し、現状把握をしたうえで必要に応じて、マナー啓発等の要請を行っていきます。	都市計画課

2025年度 板橋年金者組合ほか要請書に対する回答

No.	質問	回答	所管
6 板橋区として国及び東京都への要請を求める事項			
①	板橋区の人口は減少していません。増加しています。都営住宅・公社住宅の増設を要求してください。	令和4年3月に策定されました東京都住宅マスターplanでは、東京区部の人口は2030年にピークを迎え、その後減少する見込みとなっております。都営住宅・公社住宅については、住宅ストック全体が量的に充足している中で、現在のストックを最大限に活用していく方向性を示しておりますので現段階での要求は考えていません。	住宅政策課
②	東京都の設定は他制度との均衡・整合性を確保しているとは思えません。シルバーパスの購入額について収入に応じての負担を求めるのではなく対象全員無料で交付されるよう求めてください。（都のシルバーパスを交付してもらうには、所得が125万円以上の方は、交付手数料12,000円が必要です。それ以外は1,000円）また、現在の制度では東上線・西武線を利用することができません。沿線の高齢者にとっては大変不平等です。	東京都のシルバーパスにおける所得要件は、他制度との均衡・整合性を確保し設定されていると考えられます。また、東上線・西武線沿線にもシルバーパスが利用できるバス路線等があります。このため、区として要望する考えはありません。	長寿社会推進課
③	消費税減税とインボイス制度中止を求めてください。 中小零細の商売を営む売り上げ1千万円以下の消費税免税事業者が2023年10月から適格請求書（インボイス制度）が導入されました。インボイス（送り状、仕入れ書がなければ仕入れ税額控除はできません。インボイスの発行は複雑で零細業者には到底無理です。このままでは、倒産廃業する零細業者が増え続けます。板橋区は、消費税を5%に戻し、適格請求書の導入を廃止するよう国に意見書を上げてください。	消費税の減税やインボイス制度については、その影響の範囲が広いため、今般の情勢を踏まえ国レベルで議論すべきものと考えています。なお、インボイス制度については、複数税率下で適正な課税を確保するために有効な制度であるとも言われており、今後とも国の動向を十分に注視していきたいと考えています。	課税課